

諮問日：平成29年3月23日（平成28年度（最情）諮問第38号）

答申日：平成29年7月24日（平成29年度（最情）答申第20号）

件名：裁判官の生年月日を開示するとの判断に至った経緯が分かる文書の不開示  
判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「平成28年6月16日付で、すべての裁判官の生年月日を開示すべきと判断するに至った経緯が分かる文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年1月6日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所では、従前、最高裁判所判事、高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長以外の裁判官の略歴等について、裁判所が保有する文書の開示を求められた場合には、出生の年月日を不開示としていたが、その後、裁判官の略歴について改めて検討を行った結果、全ての裁判官について開示するものと整理し、内閣総務官宛てに平成28年6月16日付け最高裁人任第773号人事局長依頼「裁判官の略歴等の開示について」を作成し、発出した。当該文

書に記載された経緯のほかに、上記の検討及び整理に係る経緯を記載した文書は作成していない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年3月23日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年4月21日 審議
- ④ 同年6月9日 審議
- ⑤ 同年7月21日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明は、従前、最高裁判所判事、高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長以外の裁判官の略歴等について、裁判所が保有する文書の開示を求められた場合には、出生の年月日を不開示としていたが、その後、裁判官の略歴について改めて検討を行った結果、全ての裁判官について開示するものと整理して、平成28年6月16日付け最高裁人任第773号人事局長依頼「裁判官の略歴等の開示について」を発出したというものであり、上記の検討及び整理の内容を考慮しても、その経緯を記載した文書を作成していないとの上記説明の内容が不合理とはいえない。また、当委員会庶務を通じて確認した結果、本件苦情申出後の探索によっても、本件開示申出文書に該当する文書は存在しないとのことであった。そのほか、本件開示申出文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長            高   橋            滋

委            員            久   保            潔

委            員            門   口   正   人